

伊那中央行政組合公平委員会設置条例

昭和41年3月10日

条例第3号

改正 平成10年4月1日 条例第1号

平成18年3月31日 条例第8号

(設置)

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）の完全な実施を確保しその目的を達成するため、同法第7条第3項の規定に基づき、伊那中央行政組合公平委員会を設置する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年12月25日から適用する。

附 則（平成10年4月1日条例第1号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日条例第8号抄）

この条例は、平成18年3月31日から施行する。